

## 1 1. 新興感染症発生・まん延時における医療

### 「新興感染症発生・まん延時における医療」の概要

#### ■ 現状と課題

##### 《現状》

- 新型コロナウイルス感染症の流行は社会全体に大きな影響を与え、医療面では病床、人材、物資等の機動的な確保が困難になる等、様々な課題が顕在化。
- 前例のない中、医療機関をはじめ様々な機関が試行錯誤しながら対応。
- 今後も新興感染症の発生が懸念されるが、時期や感染力、病原性等の事前予測は困難。

##### 《課題》

① 新興感染症の発生を想定した平時からの準備

② 関係機関の役割分担の明確化及び連携強化

③ 不安解消や人権侵害防止に資する正確で効果的な情報提供

#### ■ 圏域設定

全県 1 圏域

#### ■ 主な施策の方向

##### ① 新興感染症の発生を想定した平時からの準備

- 病床確保、外来対応、自宅療養者等への医療提供等について、医療機関と協定を締結
- 研修・訓練の機会を充実

##### ② 関係機関の役割分担の明確化及び連携強化

- 県感染症予防対策連携協議会を活用した、役割分担の明確化及び連携強化
- 県感染症予防計画の策定を通じたより広範かつ詳細な内容を明確化

##### ③ 不安解消や人権侵害防止に資する正確で効果的な情報提供

- 各種広報媒体を活用し、科学的知見に基づいた正確な情報を提供
- 新興感染症発生時において、相談窓口での情報提供により県民の不安を軽減
- 感染者等への差別や偏見を防ぐよう配慮した情報を発信

#### ■ 主な数値目標（令和11年度）

① 協定締結による確保病床数  
(流行初期) 200床以上  
(流行初期以降) 300床以上

① 協定締結による外来医療機関数  
(流行初期) 200ヶ所以上  
(流行初期以降) 300ヶ所以上

① 協定締結による自宅療養者等への医療提供機関数  
360ヶ所以上

① 県内の保健所等における年間研修・訓練実施回数  
10回以上

② 県感染症予防対策連携協議会年間開催回数  
1回

- 県感染症予防対策連携協議会を活用し、感染症対策に関わる関係機関と平時から役割分担を明確化し、連携を強化します。
- 和歌山県感染症予防計画を別途策定し、より広範かつ詳細な内容について定めます。

(3) 不安解消や人権侵害防止に資する正確で効果的な情報提供

- パンフレットや教材の作成配布、キャンペーンや各種研修の開催、各種広報媒体の活用等により、各種感染症の特徴や予防策について、科学的知見に基づいた正しい情報を平時から提供します。
- 新興感染症発生時には、県民の不安等に対応する相談窓口を開設し、相談者の気持ちに寄り添いながら、当該感染症の特徴や予防策に加え、重症化に寄与するリスク因子等も分かりやすく情報提供し、適切な感染予防行動を促します。
- 情報発信にあたっては、患者やその家族、感染が多く発生している社会集団等に対する差別や偏見が発生しないように配慮します。

**数値目標の設定と考え方**

(1) 新興感染症の発生を想定した平時からの準備

項目	現状	目標(令和11年度)	設定の考え方
第一種協定指定医療機関での確保病床数	—	・流行初期 200床以上 ・流行初期以降 300床以上	県感染症予防計画の目標値
発熱等の患者の外来診療を行う第二種協定指定医療機関数	—	・流行初期 200ヶ所以上 ・流行初期以降 300ヶ所以上	県感染症予防計画の目標値
自宅療養者等に医療提供を行う第二種協定指定医療機関数	—	360ヶ所以上	県感染症予防計画の目標値
後方支援に係る医療措置協定締結医療機関数	—	・流行初期 40ヶ所以上 ・流行初期以降 50ヶ所以上	県感染症予防計画の目標値

項目	現状	目標(令和11年度)	設定の考え方
新興感染症対応のため派遣可能な医療人材確保数	—	・医師 20人以上 ・看護師30人以上 ・その他 30人以上	県感染症予防計画の目標値
十分な個人防護具の備蓄を行う医療機関数	—	320ヶ所以上	県感染症予防計画の目標値
研修・訓練を自ら実施又は職員を参加させる医療機関数	—	320ヶ所以上	県感染症予防計画の目標値
県内保健所等における年間研修・訓練回数	—	10回以上	県感染症予防計画の目標値

## (2) 関係機関の役割分担の明確化及び連携強化

項目	現状	目標(令和11年度)	設定の考え方
県感染症予防対策連携協議会の年間開催回数	—	1回	県感染症予防計画の目標値

### ■用語の説明

#### ※1 新興感染症

最近新しく認知され、局地的あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。

#### ※2 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新興感染症に係る発生等の公表が行われたときから、新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間。